

令和 7 年度

危機管理マニュアル

地震発生時の緊急マニュアル

板橋区立金沢小学校

(1) 授業中に地震が発生した場合の基本行動

措置区分	校長等の基本行動	教員の基本行動
第1次措置	・火気使用器具の始末をする とともに初動体制に必要な 指示・命令を行う。	・地震発生と同時に児童を机の下な どに入れ頭部等を保護しつつ本部 の指示を待つ。 ・火気使用器具の始末を行う。 ・入り口の扉を開放する。
第2次措置	・校舎及び使用の状況を確認 し、避難開始の命令を放送 及び口頭で行う。	・教室内外の状況を確認し避難の準 備を行う。 ・屋外への避難命令を受けた場合は 、児童に防護措置をとらせ、避難 経路に従い避難を開始する。
第3次措置	・避難終了後の確認を行うと ともに第3次避難場所（東 板橋公園）への動向を判断 する。	・出席簿等を携帯し校庭避難完了後 、人員点呼を行い、異常の有無を 本部に報告する。

(2) 休憩中に地震が発生した場合の基本行動

措置区分	学校長等の基本行動	教員の基本行動
第1次措置	・火気使用器具の始末を行う とともに、本部員以外の者 は校庭及び体育館に急行し 、児童の安全措置を講じる 。	・地震発生と同時に、教室へ急行し 机の下に入るよう指示するととも に出口を確保する。 ・火気使用器具の始末をする。 ・外看護当番は校庭にいる児童を建 物から離れさせ座らせる。
第2次措置	・本部員は全児童及び校舎の 被害状況を把握するととも に、その状況に応じた必要 な措置命令を行う。	・地震がおさまり次第、混乱を静め 人員を確認し、異常の有無を確認 する ・外看護当番は児童を定められた集 合場所に整列させる。 ・その後の行動については本部の指 示を待つ。
第3次措置	・授業中の場合に準ずる。	・授業中の場合の避難に準ずる。

(3) あいキッズ中に地震が発生した場合

- ・ あいキッズ指導員が、児童の安全と人数を確認し、学校に連絡する。
- ・ その後、学校の指示に従って保護者への引き渡しを行う。

＜避難方法と重力＞

落ちてこない、倒れてこない、移動してこないところへ… 自分で身を守る

○避難行動は、次により行うものとする。

- (1) 児童は机の下にもぐり身を守る
防災頭巾で防護措置をとり避難行動が容易に行えるようにする
- (2) 校舎内外への避難開始は周囲の状況によるが原則は本部の命令に従う
- (3) **校舎の倒壊等で出入り口の閉鎖・危険性が有る場合は即時判断して行う**
- (4) 広域避難場所への避難開始は公共機関の命令及び校長の判断による
- (5) 広域避難場所への避難完了後は教育委員会に連絡員を派遣する

＜児童の引き渡し＞

震度5弱以上の場合は、児童だけで下校させず、保護者へ引き渡す。

○学級担任は、児童を家族に引き渡す場合、原則として避難場所において名簿により確認して行うものとする。学級担任不在の場合は、学年主任または専科教諭がこれを代行する。

＜緊急時登下校＞

○登校時

- (1) 危険な箇所から離れてしゃがんで地震のおさまりを待つ。
- (2) 職員は、担当の方面別下校エリアへかけつける。
- (3) 地震がおさまったら、学校へ登校する。

○下校時

(学校にいる場合)

- ・ 震度5弱以上の場合、児童を下校させずに、保護者に学校へ引き取りに来てもらい、保護者と下校をする。
- ・ 震度5弱未満の場合、方面別下校のエリア担当が引率し、集団下校をすることもある。

(下校途中の場合)

児童が既に下校をしている場合、建物から離れ、揺れがおさまるまでその場でしゃがみ、周りを見て揺れがおさまったと感じたら、自宅（学童に行く児童は学童）に帰るよう、児童に指導・学習させておく。その後、教職員が全員の帰宅を確認する。

* 校庭開放中の学校関係者がいない場合、学校開放指導員は地域の協力員と連携をとり、子どもを速やかに安全なところに避難させ、引き渡しまで担当する。また、学校長に連絡し、現状とともに必要な指示を仰ぐ。

【心のケア】

校長は、事故・災害等が発生した後、被災した児童及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある児童（以下、「当該児童等」とする。）について、各教職員に以下の対応を指示して、その心身の健康状態を把握する。

○学級担任は「危機発生時の健康観察様式」を用いて当該児童等の健康状態を把握する。

また、必要に応じて保護者と連絡をとって児童の状況等について情報収集を行う。

これらの結果については、養護教諭に提示する。

○学級担任は、保護者に「身体状況等調査票」を配布し、記入の上、学級担任まで提出を求める。

○学級担任は、内容を確認し、「危機発生時の健康観察様式」とともに、養護教諭に提示する。

○養護教諭は、学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる児童の状況等を基に、全体的な傾向及び個別児童の状況を把握・整理し、管理職に報告する。

○その他の教職員は、当該児童等について注意深く観察し、気づき事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

【評価・検証と再発防止対策の推進】

- ① 危機対応の評価・検証 調査担当（校長・副校長・学校安全担当）は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、問題点・要改善点を抽出する。

（発生時の対応）

- ・児童の安全確保は適切に行われたか
- ・校内の緊急連絡体制は機能したか
- ・関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか 等

（発生後・事後の対応）

- ・児童・保護者への対応は適切に行われたか
- ・校内の対策本部体制は機能したか
- ・関係者、関係機関との連携は適切だったか 等

（事前対応）

- ・点検など事前の未然防止対策に不足していた点はないか
- ・教職員への周知や研修・訓練に不足していた点はないか
- ・児童への安全教育に不足していた点はないか
- ・危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか 等

- ②再発防止策の策定・実施 調査担当（校長・教頭・教務主任）は、上記①の評価・検証により得られた問題点・要改善点について、再発防止策を検討する。また、詳細調査が実施された場合には、その報告書の提言に基づき、再発防止策に反映させる。なお再発防止策については、下記のとおり関係者等に説明して意見を聴取した上で取りまとめる。

- ・教職員への説明・意見聴取（職員会議等）
- ・被災児童保護者への説明・意見聴取
- ・その他保護者への説明・意見聴取（PTA総会又は役員会等）
- ・関係機関等への説明・意見聴取（〇〇〇〇協議会）